

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

第5-24号、第10-2号、第5-25号

③施設の情報

名称	福井県和敬学園	種別	児童自立支援施設
代表者氏名	施設長 林 義則	定員(利用人数)	45(11)名
所在地	福井市本折町48-2		
電話番号	0776-98-3027	ホームページ	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakei
【施設の概要】			
開設年月日	昭和23年1月1日		
経営法人・設置主体(法人名等)	福井県		
職員数	常勤職員	15名	非常勤職員 12名
専門職員	施設長	1名	栄養士 1名
	医師又は嘱託医	2名	家庭支援専門相談員 1名
	児童自立支援専門員	7名	生活指導員 1名
	児童生活支援員	2名	講師 2名
	個別対応職員	1名	その他 2名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)	
	児童居室(11)	相談室、調理室、教室、保健室、体育館、運動場、視聴覚室等	

④理念・基本方針

<p>(運営理念)</p> <p>学園は、入所児童一人ひとりが他にかげがえのない人格的存在であることを確認し、児童と職員および児童と児童との信頼関係や集団生活の体験を軸にして、日常的な個別的または集団的指導等により、児童自らがさまざまな心理的、家庭のおよび社会的障壁を克服し、安心を得て自信を取り戻すなかで、最大限の自己実現を図ることを目指し、児童の自立支援に当たる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>学園は、前項の運営理念に基づき、次の各号の事項を基本方針として、入所児童の指導に当たるものとする。</p> <p>(1) 児童を理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、児童の発達段階や課題に配慮した上で、児童と職員の信頼関係の構築を目指す。</p> <p>(2) 児童のニーズを満たすことのできる日常的で良質な当たり前の生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、児童の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる。</p> <p>(3) 集団生活の安定性を確保しながら、学園全体が愛情と理解のある雰囲気に入れ込まれ、児童が愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行う。</p> <p>(4) 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、清掃等の基本的な生活習慣や生活技術が定着するよう支援する。</p> <p>(5) 多くの生活体験を積み重ね、児童がその問題や事態の主体的な解決等を通して、児童の健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるよう支援する。</p> <p>(6) 児童の行動上の問題を改善するために、自らが行った加害行為等と向き合う取組みを通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるよう支援する。</p> <p>(7) 退所後の児童が、保護者および家族(以下、「保護者等」という。)との関係を早期に再構築できるよう、児童および保護者等に対し関係機関と連携して助言指導を行う。</p>

⑤施設の特徴的な取組

<p>県内唯一の児童自立支援施設で18歳未満の家庭や学校・社会で適応できない児童が入所することにより、基本的な生活習慣の改善や教育的保障をしながら望ましい成長をはかり社会の一員として自立できるよう総合的に支援している。</p>

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月21日(契約日)～平成30年3月8日
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成26年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点

○福祉人材の確保・育成

職員一人ひとりの育成に向け、県人事主管課が作成した「目標管理ガイドブック」により管理票を職員各自が作成し、年度当初、中間（9月）、年度末に施設長が面接を行い目標の進捗状況を確認している。

○支援の質の確保

自立支援計画策定要綱にもとづいて、処遇会議が行われ、アセスメントにもとづいて子どもの自立支援に向けた取組が行われている。

○食生活

収穫感謝祭では作文を書いたり調理をしたりするなどして、食に関する関心を育てている。

○心理的ケア

県外の大学の研究者と連携し、子どもの心理状態についてのアセスメントを行い、その対応について専門的な助言を受けている。

◇改善を求められる点

○事業計画の策定、支援の質の向上への組織的・計画的な取組

施設の理念や基本方針の実現に向け、現状の課題や問題点等の解決・改善が図れるよう、収支計画を含めた中・長期計画を策定し、その中・長期計画の内容を反映した単年度事業計画を策定することが望まれる。また、支援の質の向上に向け、第三者評価及び自己評価の結果をもとに評価結果を分析し、組織全体で取組むべき課題の共有化を図り、改善策や改善計画を立て実施することが望まれる。

○被措置児童等虐待対応

「運営規程」や「児童指導危機管理要綱」において、体罰があった場合を想定した対応の仕組み、処分への手続きを規定することが望ましい。

被措置児童等虐待の届出・通告制度に関する対応マニュアルを整備することが望ましい。

○住生活

施設の特性上、個室を作るなど、完全なプライバシーを確保することは困難な面があるが、カーテン等を利用するなど可能な限り配慮することが望ましい。

○学習・進路支援、作業支援等

学校教育実施に向けた検討を進めることが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

2回目の第三者評価を受け、全てのことについてあらためて考える良い機会となりました。これにより不十分ところが明確になったと思います。また、評価の高い点は職員のモチベーションの向上につながったように感じます。これからも評価の高かった点については努力を継続するとともに、改善を求められた点については、真摯に受け止め、和敬学園倫理要領に基づき子どもの最善の利益が得られるよう問題を解決していきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	理念や基本方針が明文化され、新任職員研修などを利用して職員への周知を図るとともに、パンフレット、ホームページ等に記載されているが、職員、子供等への周知が十分とは言えない。	
	理念や基本方針の理解を図るため、職員に対しては会議や研修会等を通して説明、周知するとともに、子どもや保護者に対して、分かりやすく説明するための資料等を作成し、継続的に周知状況を確認するなどの取組が望まれる。	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

	評価細目・判断基準	評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	当施設は県営であり、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画等の内容を具体的に把握、分析できる立場にあるが、子どもの数・子ども像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等の収集や分析が行われていない。	
	施設を運営していく環境と経営状況の把握に向け、子どもの数・子ども像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等の収集及び支援コストの分析を定期的に実施することが望まれる。	
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	管理者は、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等について、県の総合相談所や所管課の子ども家庭課と連携し課題や問題点等を明らかにする取組を行っているが、職員への周知や課題の解決・改善に向けた取組が十分とは言えない。	
	施設の設置主体が公立であっても、公的資金が導入されていることに鑑み、経営課題の把握、解決・改善に向けた取組は、組織全体で取組むことが望まれる。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

	評価細目・判断基準	評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	収支計画を伴う中・長期計画が策定されていない。	
	施設の理念や基本方針の実現に向け、現状の課題や問題点等の解決・改善が図れるよう、収支計画を含めた中・長期計画を策定することが望まれる。	
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	収支計画を伴う中・長期計画が策定されていない。	
	収支計画を伴う中・長期計画を策定し、その中・長期計画の内容を反映した単年度事業計画を策定することが望まれる。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
	年間の行事計画については、職員等の参画や意見の集約・反映のもと策定され、毎月の寮会議や教務会で評価、見直しを行っているが、事業計画は策定されていない。	
	中・長期計画の内容を反映した単年度事業計画を組織全体で策定し、その計画の進捗状況の点検や見直しについて計画的に取組む体制づくりを期待したい。	
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	行事計画はあるが、事業計画は策定されていない。	
	行事計画を含む事業計画を策定し、子どもや保護者等にその内容を理解しやすいような工夫などを行うとともに、計画を周知してもらうための取組を行うことを期待したい。	

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	支援の質の向上に向け、年1回第三者評価の評価基準をもとに自己評価を行うとともに、第三者評価も定期的に受審している。また、総合相談所の職員も参加する処遇会議や寮会議等で、支援内容についての評価を組織的に行っているが、評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられていない。	
	第三者評価の評価基準をもとに行っている自己評価を含め、支援内容についての評価結果を分析・検討する場を組織内に設置することが望まれる。	
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
	自己評価及び第三者評価の評価結果の分析が行われていないため、組織として取り組むべき課題も明確ではない。	
	第三者評価及び自己評価の結果をもとに評価結果を分析し、組織全体で取り組むべき課題の共有化を図り、改善策や改善計画を立て実施することが望まれる。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 本施設は県営であり、県の規則に基づいて施設長の役割と責任及び有事（災害・事故等）における施設長不在時における権限委任等についても文書化され周知が図られているが、施設内の広報誌等で施設長自らがその役割と責任を表明する取組は行っていない。 施設長は、その役割と責任について職員に十分に伝え理解を得るために、施設内の広報誌等を通じて表明することが望まれる。	b
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 施設長は、県などが主催する研修会等で、福祉関連のみならず幅広い分野の遵守すべき法令等を把握するとともに、職員にその内容を職員会議などを利用して周知している。	a

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

評価細目・判断基準		評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 施設長は、支援の質の向上に意欲をもって、各種研修会等に参加するとともに、施設内では処遇会議や寮会議に出席し、実践現場の課題や問題点などを把握し、改善策など具体的に指示、指導している。	a
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 施設長は、施設内の会議や各種委員会に参加し、労働環境や人員配置等の課題や問題点について広く現場の意見を吸い上げ、県の所管課や人事当局と課題について協議したり改善に向けた要望等を行っている。	a

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

評価細目・判断基準		評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 県営施設のため、施設独自で福祉専門職や心理専門職など必要な人材確保を行うことは困難であるが、県の人材確保の計画に基づき総合相談所や人材育成課と連携し人員を確保している。	a
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 総合的な人事管理は、県の規則や規程に基づき県の所管課で一括して行っている。人事考課は年2回行われ、施設長が職員と面接し意向や意見を聞き、改善策を検討・実施している。	a

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目・判断基準		評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 職員の就業状況（有給休暇の取得、時間外労働等）は、パソコンを使ったシステムで県の人事課が一括して把握している。また、職員の就業等に関する意向の把握や悩み相談は、人事考課時の面接だけでなく、施設長の宿直時や寮会議など勤務体制を利用して施設長が行うようにしている。	a

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目・判断基準		評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 職員一人ひとりの育成に向け、県人事主管課が作成した「目標管理ガイドブック」により管理票を職員各自が作成し、年度当初、中間（9月）、年度末に施設長が面接を行い目標の進捗状況を確認している。	a
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 職員個々の年間の教育・研修計画に基づいて教育・研修が実施され、復命報告等を参考に施設長が定期的に計画の評価、見直しを行っているが、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」や職員に必要なとされる専門技術や専門資格が明示されていない。 支援全体の質の向上に向け、職員の教育・研修に関する基本方針や、施設が必要とする職員の知識・技術、専門資格を具体的に明示し実践することが望まれる。	b
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 職員一人ひとりの技術水準、専門資格、経験年数、職務等に応じた教育・研修が実施され、寮会議等を通して個別にOJTも行っている。また、総合相談所との連携による研修にも参加している。	a

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 実習生受入れに関する基本姿勢を明文化した実習指導マニュアルが整備され、実習内容に合わせたプログラムも用意されている。	a

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 施設の活動等を記載した広報誌「和敬だより」を年4回発行し、保護者や関係機関、施設、学校などに配布している。また、ホームページには、施設の理念や基本方針、支援内容、行事計画等が掲載され、第三者評価結果はWAMネット上で公表されている。しかし、事業計画や事業報告、予算等の状況や苦情・相談の内容等については公表されていない。 県営施設のため、当施設単独で事業計画や事業報告、予算・決算状況を公表することは難しいかもしれないが、公費による支援を実施する主体としての説明責任と、経営の透明性を図るため適切な情報公開は必要であり、苦情や相談等についても、無かった場合は「無かった」ということを公表することが望まれる。	b
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 県の規則により、所管課を含め職務分掌と権限・責任が決められ予算が執行されている。また、県として外部の監査法人による監査が定期的実施され、指摘事項に基づいて経営改善に活かしている。	a

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 地域との交流や連携、行事等へのボランティア受け入れについて運営規程に明文化し実践しているが、施設の立地環境の影響もあり、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションが十分とはいえない。 地域との交流は、施設や子どもへの理解を得、子どもの活動範囲を広げる大切なプロセスであり、状況に応じて子どもが地域活動に参加できるように支援することを期待したい。	b
24	II-4-(1)-② ボランティア等に対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 ボランティアの受け入れについては、運営規程に基本姿勢が明文化され行事等に受け入れを行っているが、受け入れマニュアルは整備されていない。 ボランティア受け入れに関するマニュアルを整備することが望まれる。	b

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 県内の関係機関や団体、学校等のリストが策定され、事務所や寮に配置されている。また、児童相談所等と定期的にケース会議を開催するなど連携して課題解決を図っている。	a

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準		評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。 運営規程に、地域に対して施設を開放することが記載されていたり、民生委員の集まりなどに職員を派遣して研修を行ったりしているが、地域住民が自由に参加できるような講演会などの活動は行っていない。 地域との関わりを深めるため、施設の持つ専門性や情報を地域に提供するとともに、災害時における地域との連携や協力に関する事項などを定めておくことが望まれる。	b
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 本施設は県営であり、関係機関との連携により地域の福祉ニーズを把握するようにしているが、施設が立地する地域の具体的なニーズの把握や公益的な事業や活動は行っていない。 民生委員・児童委員などとの定期的な会議や情報交換、地域住民の具体的な福祉ニーズを把握するための相談事業などに取組み、施設が持つ知識や専門性を地域に還元できるような活動を期待したい。	b

III 適切な支援の実施

III-1 子ども本位の支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

評価細目・判断基準		評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 倫理綱領や運営規程で子どもを尊重した支援の実施について明示されている。職員はそれを踏まえて実践しているが、施設内での勉強会・研修は行われていない。また、定期的な状況の把握・評価は行われていない。 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設内における研修等を実施して、共通理解をより一層深めるための取組が望まれる。	b
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。 子どもの権利擁護については、倫理綱領と運営規程に明示されているが、子どものプライバシー保護に特化された条文は整備されておらず、不適切な事案が発生した場合の対処方法も明示されていない。また、権利擁護に係る職員の研修は行われていない。 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備したり、研修等を実施したりして、子どもの権利擁護に配慮した支援が一層進むことが期待される。	b

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 パンフレット、ホームページを作成し公開しており、入所の際にも丁寧な説明が行われている。事前に児童相談所が児童を連れてくることがあり、見学についても適切に対応している。	a
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、子どもや保護者の自己決定を尊重している。入園式を実施し、児童の決意表明の機会も作っている。しかし、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてルール化はされていない。 意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてルール化を図ることが望まれる。	b
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。 退所後の支援については文書によって定められているが、引継ぎ文書は定めていない。また、退所後の対応についてその内容を記載した文書は子どもや保護者に渡されていない。 退所後の支援に係る規程や引継ぎ文書を整備することで、支援の継続性が一層進むことが望まれる。	b

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

	評価細目・判断基準	評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 子どもと面談したり、児童集会を年1、2回開催したりして子どもの満足を把握して対応するように努めているが、子どもの満足を調査したり分析したりする検討会議や子どもが参画できる会議は設けられていない。 子どもの満足を調査したり分析したりする検討会議または子どもが参画できる会議を設けることで、今以上に子どもの気持ちを把握する仕組みが整えられることが期待される。	b

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 苦情解決の体制は整備されているが、「苦情解決要綱」では解決結果等の公表までは規定されていない。 「苦情解決要綱」において、解決結果等の公表を規定することが望まれる。	b
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 「子どもの権利ノート」をもとに子どもと面接を行ったり、在籍校との定期面談をするなど、子どもが相談したり意見を述べる方法が選択できる環境が整備されている。	a
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 日頃から面談、意見箱の設置、食事嗜好アンケート調査などを行って、子どもからの意見を把握するように努めている。しかし、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルは整備されていない。 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備することが望まれる。	b

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 リスクマネジメント委員会が設置され、ヒヤリハット報告を収集するなどして、安全確保に対する取組が行われているが、安全確保・事故防止に関する研修は行われていない。	b
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 感染症対策マニュアルは作成されているが、責任と役割を明確にした管理体制が整備されていない。また、対策マニュアルの定期的な見直しが行われていない。	b
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 災害時の対応については連絡網が作成され、食糧等の備蓄もなされているが、子ども及び職員の安否確認方法が定められていないなど、組織としての安全確保のための取組として十分とはいえない。	b

Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

	評価細目・判断基準	評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。 標準的な実施方法については「児童指導および家庭環境の調整実施要綱」にもとづいて行われているが、プライバシー保護に関わる姿勢はその実施要綱に記載されていない。	b
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 標準的な実施方法についての検証や見直しに関する時期や方法について、組織的に実施できるような仕組みが定められていない。	c

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。

評価細目・判断基準		評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 自立支援計画策定要綱にもとづいて、処遇会議が行われ、アセスメントにもとづいて子どもの自立支援に向けた取組が行われている。	a
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 自立支援計画の見直しによって変更した内容を職員に周知する手順は定められていない。また、緊急に変更する場合の仕組みも整備されていない。	b

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 子どもの自立支援計画は、「行動記録」などによって記録されており、教務会や寮会議、処遇会議などによって情報が共有されているが、記録要領の作成や職員への指導は行われていない。	b
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 記録の管理は、福井県文書規程や福井県個人情報保護条例にもとづいて行われている。個人情報の取り扱いについて、子どもや保護者には入所の際に説明がされ、同意書も取っている。	a

Ⅳ-1 子ども本位の支援

Ⅳ-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

評価細目・判断基準		評価結果
46	Ⅳ-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。 倫理綱領や運営規程にもとづいて、職員の共通理解のもとで日々の活動が行われている。処遇会議を中心に、子どもの最善の利益を目指して子どもの支援が行われている。また、職員は、県内外の様々なテーマでの研修に参加し、自己研鑽に努めている。	a
47	Ⅳ-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 家族の状況等を本人に伝えることについて、児童相談所と相談の上、処遇会議において決定して対応しており、家族の同意のもとに伝えている。	a
48	Ⅳ-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。 子どもの行動の制限について、「児童指導に関する危機管理要綱」や同マニュアルにもとづいて対応している。しかし、子どもや保護者、児童相談所には、目的や対応の内容などのついでに同意はとっておらず、事後的な説明にとどまっている。 子どもの行動の制限について、子どもや保護者、児童相談所の同意を取って実施することが望ましい。	b

Ⅳ-1-(2) 権利についての説明

評価細目・判断基準		評価結果
49	Ⅳ-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 子どもには入所後まもなく「子どもの権利ノート」を使って自身や他者の権利等について説明しているが、定期的な実施にはなっていない。また、子どもの権利に関する研修、学習会も行われていない。 定期的な会合や学習会を持つなどして、子どもが権利について正しく理解できる機会がさらに進展することが望まれる。	b

Ⅳ-1-(3) 他者の尊重

評価細目・判断基準		評価結果
50	Ⅳ-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 スポーツによって子ども同士の交流を図ったり、「ほめほめシール」を活用して職員との信頼関係を築こうとするなど、自他の権利を尊重できるような支援が行われている。また、ボランティアを受け入れたり、園遊会を開催するなど、多くの人たちと触れ合う機会を作っている。	a

Ⅳ-1-(4) 被措置児童等虐待対応

評価細目・判断基準		評価結果
51	Ⅳ-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 「運営規程」や「児童指導危機管理要綱」によって体罰の禁止は明文化されており、会議等の際には、体罰が行われていないことを確認しているが、体罰があった場合を想定した対応の仕組み、処分への手続きは整備されていない。 「運営規程」や「児童指導危機管理要綱」において、体罰があった場合を想定した対応の仕組み、処分への手続きを規定することが望ましい。	c
52	Ⅳ-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 「運営規程」や「児童指導危機管理要綱」によって不適切なかかわりの禁止は明文化されており、会議等の際には、不適切なかかわりがなかったことを確認している。しかし、不適切なかかわりを発見した場合の記録や施設長への報告等を明文化した規程はなく、不適切なかかわりがあった場合を想定した対応の仕組み、処分への手続きは整備されていない。 不適切なかかわりを発見した場合の記録や施設長への報告等を明文化した規程を整備するとともに、不適切なかかわりがあった場合を想定した対応の仕組み、処分への手続きを整備することが望ましい。	b

53	IV-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
	被措置児童等虐待の届出・通告制度に関する対応マニュアルが整備されておらず、その制度に関する研修会も行われていない。	
	被措置児童等虐待の届出・通告制度に関する対応マニュアルを整備することが望ましい。	

IV-1-(5) 思想や信教の自由の保障

評価細目・判断基準		評価結果
54	IV-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
	倫理綱領や運営規程において、子どもの思想・信教の自由の保障が明記されている。子どもの権利ノートをもとに、子どもにも説明がされている。	

IV-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

評価細目・判断基準		評価結果
55	IV-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a
	児童自立支援施設の性格上、支援の内容や方法、あるいは進路の選択についての選択肢は限定される面もあるが、子どもが納得できるような情報提供と説明が行われている。	
56	IV-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a
	生活全般について日常的に子どもと話し合う機会を確保したり、児童集会を行ったりして、子どもとともに生活改善に向けた取組を行っている。	

IV-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

評価細目・判断基準		評価結果
57	IV-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a
	生活全般について日常的に子どもと話し合う機会を確保し、買い物訓練や修学旅行の内容など、子どもが主体的に考えられるような支援を心掛けている。	
58	IV-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	b
	2か月に一度、買い物訓練を行っており、金銭の使い方について計画性を持った買い物ができるよう支援しているが、退所を見据えたソーシャルスキルトレーニングなどのプログラムの実施には至っていない。	
	買い物訓練のほかにも、退所を見据えた多様な経験を取り入れることを通して、子どもの生活技術の習得が進むことが期待される。	

IV-1-(8) 継続性とアフターケア

評価細目・判断基準		評価結果
59	IV-1-(8)-① 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
	退所にあたっては児童相談所と協議の上、家庭引き取り後すぐに措置を解除するのではなく、実施要綱に基づき、訪問や電話連絡をしながら支援を続けている。ただ、退所後1年経過以降は、退所者の相談に応じる体制とはなっていない。また、入所前から、退所後の支援を考慮した支援システムの構築には至っていない。	
	退所後1年以上経過した者に対しても、相談に応じる体制を整えることが望ましい。また、入所前から、退所後の支援を考慮した支援システムを検討することが望ましい。	
60	IV-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b
	退所後一定期間は、退所児童を訪問をすることでフォローしている。また、退所後に施設の行事等に参加してくれた児童は温かく受け入れている。しかし、郊外にあるという地理的要因や施設の特性を理由として、通所支援は積極的に検討できておらず、長期的に相談を受けつけることもできていない。	
	退所直後のフォローにとどまらず、長期的・継続的な支援に向けた取組に期待したい。	

IV-2 支援の質の確保

IV-2-(1) 支援の基本

評価細目・判断基準		評価結果
61	IV-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	a
	子どもを尊重し、子どもとの信頼関係を構築することが、施設の運営理念・基本方針として運営規程に明文化されている。児童相談所のアセスメントも参考にしながら、一人一人のアセスメントシート・自立支援計画を作成し、支援が行われている。	
62	IV-2-(1)-② 子どものニーズをみとらすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
	施設のルールや約束事は、入所時に文書で説明するとともに、日々の生活の中でも指導されている。毎月、職員と子どもの話し合いの時間が設けられ、チェック表などを使いながら指導されている。園外行事も設けられ、地域社会への参加を通じての指導も行われている。職員が児童のモデルとなることが運営規程で明文化され、その心がけがなされている。	
63	IV-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
	家庭的・福祉的アプローチを基本方針として運営規程に明文化して実践している。食事の際には小グループでテーブルを囲み、職員はそれぞれのテーブルで子どもたちと会話している。子どもの可能性を見つけるように自立支援計画が立てられており、子どもの良いところを記録する取組がなされている。	

64	IV-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
	発達段階に応じて基本的な生活習慣が習得できるよう支援することが基本方針として運営規程に明文化され、実践されている。日課表に基づいた生活をする中で、睡眠をはじめとした生活リズムの形成を図っている。自立支援計画を立てる際に、子どもと一緒に目標を立て、3か月毎に子どもと一緒に振り返りを行っている。	
65	IV-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積み重ね、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a
	キャンプや収穫感謝祭など行事を設けるとともに、日々の日課の中でも農作業や清掃、製作、太鼓など、多彩な経験を積み重ねる機会を設けている。実課生（高校に通っていない中卒者）についてはアルバイトやボランティア体験など施設外での活動を積み重ねさせている。集団生活を基調とする施設の特性のため限界はあるが、個々の児童の思いに配慮している。	
66	IV-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為など向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	a
	施設内で問題行動があった場合には、特別処遇実施要綱に基づき、特別処遇実施計画を立て、支援を行っている。支援の経過は記録をとり、評価を行っている。	

IV-2-(2) 食生活

評価細目・判断基準		評価結果
67	IV-2-(2)-① 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
	食事の際には小グループでテーブルを囲み、職員はそれぞれのテーブルで子どもたちと会話している。配膳や月1回の給食委員会で、子どもの嗜好や行事食など、話し合いがなされている。誕生日にその子の好きなものをメニューに入れるなど、個々の子どもへの配慮もなされている。	
68	IV-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
	配膳や食器洗いなど、当番を決めて交代で子どもたちが取組んでいる。調理を体験する実習も設けられ、年齢によっては買い出しの体験もされている。普段から献立・給食だよりを通して食に関する知識を伝えるとともに、収穫感謝祭では作文を書いたり調理をしたりするなどして、食に関する関心を育てている。	

IV-2-(3) 衣生活

評価細目・判断基準		評価結果
69	IV-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
	衣服は清潔で体に合ったものを提供している。施設内でも日中の教科活動時は制服に着替えるなど、TPOに合わせた衣習慣が身につくよう指導している。高校生など子どもの年齢によっては自分でボタン付け等ができるよう支援している。	

IV-2-(4) 住生活

評価細目・判断基準		評価結果
70	IV-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
	ホール（共用スペース）にはテレビやDVDがあり、子どもたちは一定のルールのもと自由に見ることが出来る。好きな本が読めるよう、図書を1ヶ月に一人あたり10冊まで借りられるように地域の図書館と連携している。部屋にイベントの写真を貼るなど、部屋の雰囲気を工夫している。しかし、居室は個室ではなく、とくに男子寮は居室が全面ガラス張りであり、ロッカーなども扉がすべて外されて丸見え状態であるなど、プライバシーという点からの配慮と工夫が十分になされているとはいえない。	
	施設の特性上、個室を作るなど、完全なプライバシーを確保することは困難な面があるが、カーテン等を利用するなど可能な限り配慮することが望ましい。	

IV-2-(5) 健康と安全

評価細目・判断基準		評価結果
71	IV-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
	子どもたちが日々の衛生や健康に関する習慣が身につくよう、生活の中で指導をしている。非常時に備えて健康管理要綱や危機管理要綱をまとめて対応している。施設内での危険箇所気付いた際には、寮での引継ぎの際に確認し、リスクが高い場合にはヒヤリハット報告書としてまとめて、対応を検討している。	
72	IV-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
	嘱託医による定期的な健康診断に加え、日々の子どもの様子は児童行動記録として記録し、対応している。感染症に対する対応マニュアルを整備し、予防訓練も実施しているが、関係機関との協力体制を整備するには至っていない。また、医療や健康に関する職員研修はなされていない。	
	日頃より関係機関との連携をとるとともに、職員の医療や健康に関する研修などを充実させることが望まれる。	

IV-2-(6) 性に関する教育

評価細目・判断基準		評価結果
73	IV-2-(6)-① 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	日頃より、性の話題が出たらその都度話をするようにしており、外部講師による性教育の講義を年1回、児童に実施している。ただ、職員間での性教育に関する学習会などは行われておらず、施設における性教育について十分に議論がなされているとは職員間で、性教育に関する学習会や意見交換会などを積極的に行い、性教育の系統だったカリキュラムを検討できることが望ましい。	

IV-2-(7) 行動上の問題に対する対応

評価細目・判断基準		評価結果
74	IV-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	b
	子どもが問題行動をとった場合には、特別処遇実施要綱に基づき、特別処遇実施計画を立て、対応している。子どもの行動については丁寧に観察を行い、児童行動記録や特別処遇実施記録に詳細に記録している。ただし、記録された行動などを多角的に分析しているとはいえず、問題行動に対応する専門的な研修が行われているとはいえない。	
	職員研修を行い、問題行動に対する職員の知識や対応技術などを高めることに努めるとともに、子どもの行動を多角的に分析することが望ましい。	
75	IV-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	a
	職員不在の状態や、生活環境に死角を作らないよう、問題発生予防のために、施設内の構造や職員配置などに配慮している。施設内でのルールは文書で示すとともに、日々の生活の中で話し合う機会をもっている。暴力やいじめの際の対応マニュアルも作成されている。	
76	IV-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
	保護者等からの不適切な対応を受けた場合等の対応マニュアルを作成し、子どもの安全が施設内で確保されるよう努めている。	

IV-2-(8) 心理的ケア

評価細目・判断基準		評価結果
77	IV-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	県外の大学の研究者と連携し、子どもの心理状態についてのアセスメントを行い、その対応について専門的な助言を受けている。日々の心理的な支援については、心理担当職員を中心に施設全体で協議されているが、専門的な心理支援プログラムが策定されているわけではない。	
	心理的な支援プログラムを作成し、個別の心理的支援を充実することが望まれる。	

IV-2-(9) 学習支援、進路支援、作業支援等

評価細目・判断基準		評価結果
78	IV-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	学校教師と連携をとり、施設内で授業の時間を設けて学習指導を行っているが、分校や分級などの形での学校教育は導入されていない。受験生がいるときはボランティアによる学習支援を実施したり、英語検定・漢字検定などさまざまな資格取得にも取り組んでいるが、寮には学習のための個別スペースなどは用意されていない。	
	地域の教育機関と連携して学校教育が導入されることが望まれる。また、学習のためのスペースを用意することが望ましい。	
79	IV-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	進路選択にあたって子どもと話し合ったり、保護者や学校などと連携するなど子どもが進路選択できるような支援に取り組んでいるが、進路選択等に必要資料収集等を学校に任せきりにしているところもある。進路支援カリキュラムなども特に組まれていない。	
	進路支援カリキュラムを策定したり、施設独自で進路選択に必要な資料をいろいろと収集するなどの取組が望まれる。	
80	IV-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	b
	施設内の農場等を利用して、農業体験や環境整備体験など、さまざまな体験をさせている。実課生に対しては、施設外の職場実習などの機会を通じた社会経験の拡大に努めているが、ソーシャルスキルトレーニングの導入等については十分ではない。	
	豊かな人間性や職業観の育成に向け、ソーシャルスキルトレーニング等を積極的に実施することが望まれる。	
81	IV-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	b
	学校教師と連携をとり、施設内で授業の時間を設けるなど、学習指導は行っているが、分校や分級などの形での学校教育は導入されておらず、その検討も進められていない。	
	学校教育実施に向けた検討を進めることが望まれる。	
82	IV-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a
	マラソン、スキー、キャンプ、野球、太鼓、本の読み聞かせなど、さまざまなスポーツ活動や文化活動が取り入れられている。野球の指導や本の読み聞かせなどには、施設外のボランティアの協力も得ている。子どもにとっての自由度は少ないが、興味が特定のものに限定してしまいがちな子どもに対して興味を広げる工夫をしながら取り組んでいる。	

IV-2-(10) 通所による支援

評価細目・判断基準		評価結果
83	IV-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	評価外

IV-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

評価細目・判断基準		評価結果
84	IV-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	家族とは定期的に連絡をとり、施設の様子などを適宜知らせたりするなどしているが、保護者に対して定期的なカウンセリングをしたりするなどの支援はできていない。家庭支援専門相談員はケアワーカーと兼務となっており、独立した家庭支援専門相談員を配置するには至っていない。	
	家族の抱える課題に対して、定期的なカウンセリングなどの支援プログラムを行える体制をつくることを望ましい。	

IV-2-(12) 親子関係の再構築支援

評価細目・判断基準		評価結果
85	IV-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>家族との調整関係のために、児童相談所と連携して、家族の状況等について情報を共有している。家族との面会、外出、一時帰宅などは、規程を定め、子どもや保護者、児童相談所等と協議して実施し、実施後は話を聞くなどして家族関係を把握している。ただ、家族療法など専門的な支援プログラムの導入には至っていない。</p> <p>家族療法など専門的な家族支援に取り組める体制を作ることが望ましい。</p>		

IV-2-(13) スーパービジョン体制

評価細目・判断基準		評価結果
86	IV-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>園長、寮長をスーパーバイザーとして、相談できる体制を確立しており、常時ではないが連携している大学教員からも助言を得ている。1日2回の引継ぎ時に職員間で情報交換をする際、上司や同僚からアドバイスが得られるようにしている。園長等は研修に参加し、質の向上に努めている。ただ、国が定める基幹的職員は配置していない。</p> <p>国が定める基幹的職員を配置することが望ましい。</p>		